

# だま

No.94

熊本県多良木町議会発行



## たらかぎ議会だより



### 6月 定例議会

通年議会試行へ	-----	P2~P3
なに? 百条委	-----	P4
一般質問 えびすの湯に質問集中	-----	P6~P14
政務活動報告	-----	P15

作戦タイム (多中バスケット部)

# 試行スタート!!

として閉会期間をなくし、必要に応じて本会議・  
(詳細はP5参照)

入への試行期間とし、会期を6月9日から8月31日までの84日  
報告3件、条例等5件、補正予算2件、条例等の発議1件、委員  
重に審議した結果、原案どおり可決した。また、一般質問には9人

199万円を追加し総額61億4,217万円とする。

- ..... 4,916万円
- ..... 3,193万円
- ..... 3,000万円
- ..... 2,108万円
- ..... 746万円



大規模改修現場



公衆トイレ設置予定地

## 賛否があった付議事件

○ 賛成  
● 反対

件名	議員名	瀬崎	森下	久保田	坂本	坂口	山中	吉瀬	魚住	村山	皆越	林田	源嶋	矢立
多良木町国民健康保険 税条例等の一部を改正 する条例		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
多良木町税条例等の一 部を改正する条例		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
地方自治法第96条第2 項の規定による議会の 議決すべき事件に関す る条例の一部を改正す る条例		○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

**法人税割・軽自動車税の税率の変更を可決**

※法人税割：平成26年10月1日施行日以後に開始する事業年から適用  
※軽自動車税：平成27年4月1日施行日以後に新規取得される四輪車等の  
新車の税率を変更

## 繰越明許費

※ 25年度から26年度へ繰り越される予算

◎ 町道湯原線整備事業 ----- 6千900万円	◎ 木材需要拡大推進事業 ----- 100万円	◎ 農業基盤整備促進事業 ----- 3千270万円	◎ 働く世代の女性支援のための がん検診推進事業 ----- 19万円	◎ 次世代育成支援対策事業 ----- 304万円	◎ 里道改修事業 ----- 228万円
◎ 黒肥地石倉改修事業 ----- 83万円	【継続費繰越】	◎ 林業用施設等災害復旧事業 ----- 1千500万円	◎ 町営住宅小林第2団地建設事業 ----- 6千100万円	◎ 社会資本整備総合交付金道路事業 ----- 2千554万円	◎ 町道赤松線整備事業 ----- 770万円

# 通年議会

★ 地方議会で定例会の会期を1年委員会を開けるようにする制度。

平成26年第3回定例会は、通年議会制度導  
間とし決定した。専決処分の報告及び承認5件、  
長報告2件、追加日程で発議1件が提案され慎  
が登壇し、町長の考えを質した。

## 26年度一般会計補正予算1億

### 主な歳出

- ★ 堆肥センター屋根等修繕工事 ……………
- ★ 木材供給拠点地域整備事業補助 ……………
- ★ 地域介護・福祉空間整備等事業補助
- ★ 防疫対策業務委託料 ……………
- ★ 王宮神社周辺憩いの場設置工事 ……………

### 特別会計

- ◆ 平成25年度国民健康保険  
…………… 126万円を減額  
出産育児一時金の実績に伴うもの
- ◆ 平成25年度介護保険  
…………… 1,701万円を減額  
介護サービス給付金の実績に伴うもの
- ◆ 平成25年度後期高齢者医療  
…………… 24万円を減額  
健康診査委託料等の実績に伴うもの

# 真相解明・再発防止に向け百条委を設置

平成24年3月に多良木町は『たらぎインフォステーション合同会社』を多良木都市農山村交流施設（ブルートレイン）・多良木町えびす広場（含む交流館石倉）・多良木町ふれあい交流センターえびすの湯の指定管理者として指定した。しかし、平成26年4月16日に合同会社の破産申立により、多良木町ふれあい交流センターえびすの湯等の上下水道料金・電気料金・電話料金等の未払いが生じその中でえびすの湯券売機リース料の立替の「公金の二重払い」が行なわれていた。そして町当局は、九州電力株式会社に対し9月末に支払い確約を取り交わしている。

そこで未払いの公共料金及び買掛金並びに賃金等は町民にも大きく関わる問題であり、今回の一連の問題について根本的な原因・理由は何か、事務の執行が適正に行われていたかなどを検証することとして、「未払い金の支払方法がどうあるべきか」も併せて明らかにする必要があり「真相究明と再発防止のため」議員発議（5号）により百条委員会を設置することを決めた。

また議会は、地方自治法98条の規定による「監査請求」を求める決議を議員発議（6号）で可決した。

村山 昇委員長、林田 俊策副委員長をはじめとして議長を除く  
13名全員で調査特別委員会を設置した。

## 【用語解説】 “百条委員会とは”

都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第百条に基づき、地方議会が議決により設置した特別委員会の一つで百条第1項には「議会は、地方公共団体の事務に関する調査を行い、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」（一部抜粋）との条項があり、この権限は議会の百条調査権とも呼ばれる。

証言・若しくは資料提出拒否に対し禁錮刑を含む罰則（同条第3項）が定められており、議会の議決にあたっての補助的権限、執行機関に対する監視機能、世論を喚起する作用等を有している

## 給与の月額35%減額!! 来年3月まで

松本町長・久保田副町長は7月11日の議会において「えびすの湯等の指定管理」の問題で、それぞれ来年3月まで給与35%減額する議案を提出し議会はそれを可決した。

指定管理者へ委託料として電気・電話・上下水道料等を含め契約していたが4月に破産申請のため支払いがなされず、また自動券売機のリース料金は「二重払い」が6月の一般質問の中で明らかにされたため今回執行者としての責任を取るということで今回の減額の議案を提出した。

電気代は今年4月から町直営にするということで、九州電力と「名義変更届」を交わす中で「今後町が電気料金の権利義務をはたす」ということで引き継ぐ文言で交わしたため、また公金の二重払いをせざるを得ないようになり「見落とし等のミスがあった」ことを認めたものである。また町は9月末までに支払いをする確約書を九電との間で取り交わしている。

# 活性化委員会報告と発議3号

本定例会は議会活性化委員会の「通年部会」での提案どおりに、会期を初日の6月9日から8月31日までとして試行期間とした。それに伴い本議会において「町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を全員賛成で可決した。

これから6月の定例会を始め定例会の会期を延ばすことに伴い現行の条例では「会期中での費用弁償は出来ない」ので今回、「議員の出張」や「広報調査対策特別委員会」の活動に対しては費用弁償の支給ができるように、今回議員発議(3号)で条例の改正をする事にした。

## ※ 通年議会とは

地方議会で、定例会の会期を1年として閉会期間をなくし、必要に応じて議長の権限でいつでも本会議・委員会を開けるようにして議会の権限を強くし町執行部の「専決処分」等を防ぐ制度である。

## 陳情と意見書

陳情内容	提出者	付託委員会	結果	意見書
王宮神社参拝者用公衆トイレの設置についての陳情書	代表者 本田誠一他署名者	総務委員会	採択	無し
建設従事者アスベスト被害者の早期救済解決をはかるよう国に働きかける陳情書	被害者と家族を支える会 会長 木村 正	厚生文教委員会	採択	有り 発議4号

# 第2回「ダムによらない治水対策」の勉強会

## 郡町村議会議長会の議員研修

県の川辺川ダムについては、平成20年の蒲島知事による反対表明により「ダムによらない治水を検討する場」が設置され、協議が続けられていた。昨年2月の研修会に引き続き6月27日郡町村議会議長会の主催による「ダムによらない治水対策」の勉強会が深田せきれい館にて開催された。



主催者挨拶

研修会では審議の経緯が説明されまた「追加して実施する対策(案)」等の説明がなされたが、第10回の「検討する場」での議事録にも記載されているように「現段階では対策シミュレーションによると飛躍的に治水安全度を向上させる方策を提示することは出来ておりません」という知事の発言もあり、球磨川下流の議員は「対策案に対する問題点の指摘や不満があった」ように感じられた。

**Q** 防疫活動の問題点と教訓は

**A** 精通している町が提案していく

林田俊策議員



質問 鳥インフルエンザ

の防疫活動は県内外から高い評価を受けた。結果的に封じ込み作戦は成功したものの、対策現場での混乱もあったと聞く。そこで防疫作業の問題点と教訓は何か。

仲川農林課長 今回の防疫活動の意見交換の中

では県が主体で町の立場が当初不明確であった。また雨天や週末という関係もあった

が、組織的には情報の伝達・指揮系統の不明確さ資材不足が見受けられた。作業内容では作業の指揮者不足・機械のオペレーターをはじめとする人員不足があった。消毒ポイント

では警察・土木部との事前連携の不足や地元町の意見が当初反映されていなかった。

町長 消毒ポイントの問題にしても、地元の問題に精通している関係町村も当初から参加させていただくとともに、今後全ての畜産防疫体制づくりを強化し県・国に提案していく。



消毒ポイント

**Q** 九電への対応は

**A** 不服ながら支払いを判断

質問

これまでの経緯と現況報告を。券売機リース立替分約21万4千円はすでに委託料として払っているのに、町はリース会社に支払い、公金の二重払いになっているのではと考えるが、また今後の九電への対応は具体的にどうするのか。

松本企画観光課長

11月の報告会で電気料金



えびすの湯券売機

の月遅れの報告があり後日指定管理者から「異議申し立て」が提出された。また12月25日までに支払わないと電気料が止められるという電話があった。

平川町民福祉課長 券売機リースについては指定管理者に名義を変え、更できなかつたため、まずは町が立替えて支払い年度末に12ヶ月分支払っていただく事になっていった。

町長 公金の二重払いと認識している。電気料を4月1日から止め

られずそのまま送ってもらうために、九電に対し名義変更届出書を提出した中で「電気使用料及び料金支払いに関するすべての権利義務を継承しますので届出します」と言う一文で支払いを求められ、不服ながら当初の判断とは逆に裁判をせず支払うという判断をした。

〈その他の質問〉

・定住自立圏推進協議会の概要と今後の方針は

**Q** 合同会社破産・責任は誰がとるのか

**A** 責任をとる方法を考えたい

吉瀬浩一郎議員



**質問** 指定管理者に支払った委託料の総額と人件費の額、職員数は、

**松本企画観光課長** 平成24年度が2千571万円、

25年度3千461万円、人件費は代表を除き、24年度2千337万円、25年度2千769万円、職員数は代表を除き24年度末19名、25年度2月末で17名である。(小池代表分は不明)

**質問** 町からの委託料が支払ってあるにもか

かわらず「えびすの湯」



指定管理者が破産申請

等の電気料金が支払われていなかった。そのうえ「自己破産申請」というのは、町の施設として考えられない事態、これまで「えびすの湯」等が議題に上るたびに「大丈夫か」と疑問を提示してきたが、町長は擁護し続けてきた。責任に関しては町長が一番重く、次に副

町長が重い。毎月、指定管理者から会計報告がなされていたが帳簿に不備はなかったのか。12月に破綻しているインフォ・ステーションとの契約を打ち切らず、2ヶ月後の2月21日の業者選定に入れたのはどういう理由か。

**松本企画観光課長** 23年度を基準に「えびすの湯」は25年度1万9千691名の減、同じ比較で「ブルートレイン」326名の減、石倉7千754名の増となった。

**久保田副町長** 報告は単式簿記での収支報告、複式簿記に基づく報告を求めるべきだった。我々に落ち度があったと思う。契約打ち切りをしなかった理由は契約破棄した場合の損害賠償請求訴訟を考慮した。再度業者選定に入れた理由は門前払いができなかった。

**質問** この会社は、電気料金、公共料金の他にも酒屋、クリーニング店、スタンドなど商店街にも買掛金がある。商店等は町の施設だから信用して納入している。この弁済責任は誰にあるのか。責任はどんな形でとるのか。

**松本企画観光課長** 商店等の未払が約89万円、電気料や公共料金など施設運営費未払が約550万円、従業員賃金未払が約48万円、租税公課が約66万円、合計約753万円である。

**町長** 売掛金に関して指定管理者と業者の契約であると考えている。問題の責任のとり方については方法を考えてみたい。

**Q** プロジェクト成果なければ責任取るべき

**A** 槻木に関しては長い目で

**質問**

槻木に「若者は増えない」「子どもも増えない」「人口は減少」となると、税金を無駄に使った町長として責任を取るべき。予算が厳しい中で自主財源を投入する場合、町が大きく飛躍し発展する未来に大きく繋がる事業の先行投資的な意味、あるいは働く場所を獲得する準備のための基礎作り投入されるのであれば住民も納得する。今回の事業は槻木のみの限定的な効果しか生まれない。宮ヶ野小学校再開校の要請があれば開校しなければならぬが、槻木には何人住んでおられるのか。



厳しい中での財源投入・効果は？

**町長** 民間と行政ではパンが違う。行政は長期的なパンに立つて行いべき。学校や病院がない所に人は来ない。まずは一步を踏み出したい。宮ヶ野については希望があれば再開校する。

**松本企画観光課長** 5月31日現在、槻木の人口は117名である。

〈その他の質問〉

- ・ スポーツ・クラブ・チーム援助
- ・ AEDの設置

・ 町長の上京に関して

**Q** 高校再編整備後期計画は

**A** 最後のチャンスだと認識

坂口幸法議員



と思われるが、現在の状況と今後の課題等は、

推葉教育長 私も5高

校を残す方向性で進んでいるところであるが、県教委には特色ある学校づくりをしていただ

質問 県教委は、再編

統合に係る実施計画については今後の入学者数の動向等を踏まえ、後期の取組期間の最終年度である平成27年度までに策定するとして

いる。いわゆる統廃合とする1校の決定を先送りされた状況下にある。そんな中、来年の高校入試の日程から逆算すると県教委は6月の県議会において、何らかの再編整備後期計画について発表がある

決定されるのではないかとという憶測もあったので、それより前に市町村の意見をまとめて陳情に行くことが決定した。内容的には、5高校の定員が1千120名だが、今年度は900名弱の中学卒業生しかいなかった事実や、なお且つその内の150名弱が毎年管外に流出している現実を、県教委は理解し定数の見直しを検討していただきたい。また、今回が最後のチャンスだと認識し、市町村共通認識のもと県に訴えていくことは影響大だと思っているし、それぞれの高校の特色を前面に打ち出し、定住自立圏構想にも反映しながら一丸となって取組んでいかなければと思っている。

**Q** 住民自治基本条例の必要性は

**A** 住民自治の意欲を盛り立てたい

質問

5月8日、民間有識者で作る「日本創成会議」人口分科会は



元気な多良木高校生

2040年の国内人口を独自に推計した結果

全国で896の市区町村が人口減少による消滅の可能性がある「消滅可能性都市」と発表報道したことについて町長の考えと、定住自立圏構想の推進に向けての住民自治基本条例の必要性は。

松崎総務課長

定住自立圏構想の目的は、地方の中心となる市を周辺の町村が連携して、人口の定住化を図るということが目的であるので、この「消滅可能性都市」とならないよう今後、努力していく

「消滅可能性都市」に位置づけられた県内市町村	
1万人以上	人吉市、水俣市、上天草市、天草市、長洲町、芦北町、あさぎり町
1万人以下	美里町、南阿蘇町、和水町、小国町、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、氷川町、津奈木町、鏡町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

消滅可能都市の新聞記事

必要があるのではないかと思っている。

町長 「日本創成会議」

の発表は数字上の問題だとは思いますが、ただやはり警鐘を鳴らしているという受け止め方をし、26年後であるが、今からそれに向けて対応をしていかなければと思っている。住民自治基本条例の必要性については、住民主役というだけでももちろん取組まなければならないが、住民の協力が必要であるので、住民自治の意欲を盛り立てながら検討したい。



**Q** 少子高齢化対策『町づくりについて』  
**A** 財源や基金等を試算し考える

久保田悦子議員



**質問** このままだと地方の町が消えるという

研究者の報告がなされた。若者も高齢者も少なくなる。強者論理で経済成長と効率化を目指す安倍政権の下で雇用がなくなり、高齢者の年金は減り続け、地方の暮らしはますます深刻化する。対策として、①保育料の値下げ。②学校給食費の値下げ。③高校三年生までの医療費無料化。④家賃補

助。⑤低所得の高齢者に敬老年金の支給。⑥特別養護老人ホームの建設等が必要と思うがどのようにお考えか。

**町長** ①から⑤は、財源や基金等が必要で、



地域の老人会と交流する保育園児

下げたり上げたりの問題だけでなく有効な使い方を検討したいと思う。⑥については、待機者もおられ増やしたいと思うが、利用者が増えると一方で保険料も高くなるので試算も必要。今後、子育て世代や福祉関係者の話を聞く機会を作り、考

えに入れさせてもらいたいと思う。

**質問**

えびすの湯の電気代の二重払いが問題

**Q** えびすの湯の電気料金について

**A** 手続き上のミスで、責任は町（執行部）にある

になった。破産手続き中の指定管理者の経営責任は、会社の代表者にある。本来、指定管理者が支払うべきところを九電との手続きミスで町が負担することになったのは、すべて町執行部の責任である。責任を認めその上で責任の取り方を示すべきであるが、考え

は。

**町長** 電気を止めると

言われ、えびすの湯の営業存続を考えた末、九電との名義変更をす

る際、届出書（権利義務の継承）の中の部分



問題となった名義変更届出書

の確認にミスがあり、  
 当方に責任があると  
 思っている。不服もあるが、九電へ支払いをし、営業を継続すると判断した。

（その他の質問）  
 ・ 集団的自衛権の行使について  
 ・ 川辺川問題について

**Q** 医療費の支払い方法は

**A** 町内だけ現物給付

魚住憲一議員



**質問** 乳幼児等の医療費の無料化における問題点の検討はされているのか。他町村によっては病院での支払いはしなくてよいのに、町は一旦支払い、立て替え払いをしなくてはならない。現在の町の状況は。

**前田健康保険課長** 乳幼児等、子どもの医療費無料化等については、各町村4歳以上については単独事業でされているところだ。本町の



診察を待つ子ども達

場合は、原則として町内の医療機関に受診した場合は現物給付、町外の医療機関に受診した場合は償還払いとなっている。現物給付については、国民健康保険財政の貴重な特定財源である調整交付金及び、療養給付費負担金の算定の基礎から外れ、厳しい国保財政運営上の現状も踏まえ、町内のみ現物給付、町

外については償還払いをお願いしている現状である。  
**町長** 保護者にとっては事務的とか、いろいろ不便なところがあるうかと思うが、申請期間を6カ月から1年に延ばしており、1年に1回位は役場に来ていただくということも加味し、1年間のうちに申請していただければ良いとしている。

『ひとくちメモ』

- \* 現物給付：病院での窓口支払いが無料
- \* 償還払い：手続きの上、後日支払い

**Q** 民間業者への支払い責任は

**A** インフォステーションに責任

**質問** 破産宣告により債権者は町だけではないが、一般の業者も教社であるが町はどのように考えているのか。

**町長** 業者とたらぎインフォステーションとの契約であり、インフォステーションに責任がある。と私自身は認識している。ただ町としても迷惑を掛けたことについては、申し訳ないという思いは持っている。

**町長** 業者とたらぎインフォステーションとの契約であり、インフォステーションに責任がある。と私自身は認識している。ただ町としても迷惑を掛けたことについては、申し訳ないという思いは持っている。

**Q** 介護施設は公設か民設か

**A** 民設民営が原則

**質問** 槻木夢ビジョン基本計画の検討事項の中の高齢者介護施設については、公設でやるのか民設で考えているのか。

**前田健康保険課長** 高齢者関係の介護施設の小規模については、地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設が考えられ、町の介護保険事業計画の中で、介護保険事業計画策定審議会で審議され、了承された場合に計画書に搭載される必要がある。介護保険法の規定により、設置者については法人が設置主体になり、指定については、町が指定するよう規定されている。小規模多機能

は民設民営が原則となっているが、採算が取れない場合は、町で指定をして運用を考える場合は公設で、運営については民営という仕方もあると思う。その場合人数が少ない状態では運営上補填等の可能性も出てくると考えている。



小規模多機能施設

Q 未払金の処理方法を

A 責任はとっていく

皆越秋廣議員



質問 えびすの湯の公  
共料金（電気料金等）  
の未払いが問題になっ  
ている。このことにつ  
いて、どのような処理  
方法を考えているのか。

松本企画観光課長 代  
位弁済（肩代り）、第三  
者による弁済が民法で  
認められている。ただ  
直接運用することにつ  
いては詳細な調査をし、  
できる、できないかを  
十分注意したほうがよ  
いと思われる。まず補  
正予算に計上し、同時

にたらぎインフォス  
テーションの補填につ  
いてももちろん求め、  
またどのような支払い  
方法があるのか法的な  
解釈も含め、議会、関  
係機関へ諮り、責任の  
あるところは責任を  
とっていくようなやり  
方がよいと考える。



えびすの湯大広間

Q 土曜授業は

A 教育委員会の判断で

質問 人吉球磨で「土  
曜授業」が始まってい  
るようだが、本町では  
どのように考えている  
のか。

椎葉教育長 学校教育  
法施行規則が改正にな  
り、各市町村の教育委  
員会が必要と認める場  
合は実施できると改正  
され、町では児童、生  
徒の生活リズムや教職  
員の勤務体制に十分配  
慮し、土曜日に授業を  
行うことは教育委員会  
の判断で可能と考えて

いる。町では中学校が  
長期休業中の夏休みを  
縮めて2学期の始業式  
を早め、授業数の確保  
を十分とっている。26  
年度の土曜授業につい  
ては5月11日に体育大  
会があり、その前日の  
準備の日を土曜授業と  
し、10月25日の合唱コ  
ンクール大会を土曜授  
業、1月17日校内マラ  
ソン大会を土曜授業と  
して取り入れたい。各  
小学校については、今  
のところ授業日数の確  
保は十分とれている。

Q 奨学金給付型（無返済）導入は

A 返すということも一つの教育

質問 奨学金制度が「貸  
与型」となっているが、  
勉強はできるけれど、  
家計が苦しくて受験を  
あきらめている生徒に  
挑戦してもらい、経済  
的な格差がないよう、  
返済しなくてもよい「給  
付型」奨学金の導入の  
考えはないか。

椎葉教育長 子どもの  
夢を実現するための制  
度である。家計的に苦  
しい世帯もあるが、借  
りてでも夢の実現をし  
たいと思っている。ま  
た返すというのも一つ  
の教育だと思っている。  
今のところ給付型は考  
えていない。



土曜授業に取り組んでいる中学校

〈その他の質問〉

- ・ 公立多良木病院の今  
後の運営について
- ・ 農業委員会について

**Q** 指定管理の選定手続きに疑問は

**A** 一連の手続きは条例に基づき適正に

村山 昇議員



の活性化・民間のノウハウを期待される答申を受けたので、指定管理業務を決定した。

**質問** 公の施設の指定管理業務を行わせる民間事業者であったのか、事業計画書の選定・指定手続きに疑問はなかったのか、町長の考えを伺いたい。

**町長** この一連の手続きは条例に基づいて適正に行い、指定管理者選定委員会において、合同会社代表から計画内容のプレゼンテーションを受け、指定管理者としての意欲があり、総合的な判断をし、町

**Q** 指定の取消が出来たのでは

**A** 協定を破棄する手段は慎重に対応

**質問** 本当に自己破産までする必要があったのか。管理業務を継続することが適当でない



えびすの湯入浴場

と認めた時に、指定管理を取り消すことが出来たのではないか。

**松本企画観光課長** インフォステーション合同会社が破産申告をしており、自己破産はしていない。

**町長** 毎月報告があり、その都度話はしていたが、契約違反・町に逆に損害賠償をインフォステーションが起こすと思ひ、協定を破棄する手段には慎重に対応した。

**Q** 公共料金の未払いの責任は

**A** 権利義務の継承で町の責任

**質問** 町への未払い等

公共料金の未払い額についての責任は。また他の民間業者への未払いの額の件数と金額は。それに対する責任をどう考えているか。

**町長** 券売機について

は二重支払になっていて、上下水道料等については未払いになっていく。電気料については、4月1日より町直営で運営をすることで、3月18日に権利義務の継承手続きをし、名義変更の提出をしたが、未納分があるということと九電より支払いの請求があり、町の責任で対応することになる。民間業者の未払い分

については、合同会社との契約とされている。

**Q** トレーニングルームの整備は

**A** 平成 27 年度整備予定

**質問** あいあいスポーツの中でいろいろと健康増進のため計画をされて、すばらしい指導者により指導を受け、多くの町民の方々の参

加があるようだが、トレーニングルームの機器が設置されていないと聞いている。設置等の計画は。

**宮本教育振興課長** ト

レーニングルームの整備については、実施計画の中で平成27年度において整備を考えている。筋力アップ・健康増進のため、老人向けの部分についてもアドバイスを受け準備をしている。



整備予定のトレーニングルーム

## Q 林業振興に町の補助を

## A 組合に補助残と民間にも検討

坂本 一郎議員



仲川 農林課長 現在町

単独で資格・技術習得等の研修に対する補助は実施していない。国の助成制度があるが要件があり「林研クラブ」からの要望もあるため今後検討したい。

**質問** 木材供給拠点地域整備事業補助金の利用事業者に対し、その補助残を少しでも町でさらに補助することは出来ないか。林業経営者の意欲を高め搬出体制等の経費を削減するとともに後継者の育成をし、所得向上をはかれば町の税収アップにもつながるのではないか。また資格・技術習得等の研修に対する補助は出来るのか。

**町長** 森林組合に対し現在公有林整備事業を協力してもらい、森林木材産業振興施設等整備事業として補助残10%をしている。また民間の林業従事者に対しても、町の1次産業であるので力を入れて検討していかねばと思っています。



学校側から望む県道 33 号線

## Q 県道33号線の進捗状況は

## A 自動車学校側から100m区間の着手

**質問** 県道33号線は今の進展もないようだが今後の計画は。

**久保環境整備課長** 県

は現在7千300万円の事業費で用地取得をして

いるが、現地と字図との違いがあり進捗率は49.8%で工事関係は終点の自動車学校側から

100m区間の着手と聞いている。脇地区は地籍調査に着手し今後の用地取得の協力を求めていく。

## Q カムワークたんぽぽはどうなっているのか

## A 報告を受け相談にのっている

**質問** カムワークたんぽぽへの訪問や作業状況はどうなっているのか、また利用者・指導者の町村別の人員はどうか。

**平川町民福祉課長** 月1回来庁され報告を受けており、事業者からの相談も受けている。現在家賃補助は月3万円、千葉の事業所の作業請負やミサンガ作り等で能力に応じて収益を上げている。他に野

**町長** 利用者も指導者も町外の方で、近年自立支援給付事業所の影響で利用者が少なくなっている現状であり、町内で増やして欲しいという要望は現在ないようである。

菜作りや粉せっけんの販売を計画している。利用者は5人で本町1人湯前町と水上村がそれぞれ2人、指導者は湯前とあさぎり町の方である。



授産施設の  
カムワークたんぽぽ

**Q** 町営住宅は耐震性を満たしているのか・対策を

**A** 98%が耐震基準を満たしている

矢立信一郎議員



質問 町営住宅の多くが経年により老朽化している。耐震性について執行部はどのようにお考えか。内閣府防災情報ホームページの南海トラフ巨大地震の資料によれば多良木町が受ける想定される地震の規模は、最大クラス6弱から5弱と想定されている。地震が襲ったと想定した場合、老朽化した町営住宅は耐えられるのか、耐震性



大丈夫？町営住宅耐震性

は大丈夫か。

久保環境整備課長 町

で管理している町営住宅等は、25団地、123棟、314戸である。これらの耐震性能は昭和56年の建築基準法の改正により新しい耐震基準が設定されており、町営住宅の98%、307戸の住宅は耐震基準を満たしている。

質問 新しく設定された耐震基準を満たしていない古い住宅、該当する場所はどこか。

久保環境整備課長 口

ノ坪住宅6棟、宮ヶ野団地1棟、計7棟となる。

質問 安心して住める住宅の提供は町として当然の義務と思う。地震はいつ起こるか分からない。該当する7棟に関して、町として調査をされるのか伺いたい。

久保環境整備課長 該当する建物の設計書が残っていれば、ある程度の判定は可能だが、設計書がないため耐震診断は難しい。町として耐震診断の計画はなく建て替えて対応したい。

**Q** 第2子以降の保育料無料化の考えは

**A** 子育て環境を総合的に

質問 本町でも子育て支援には力を入れておられると思うが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り安心して子育てができるように第2子以降の保育料無料化を考えていくべきと思うが町長の考えを伺いたい。

西子ども対策課長 保育料は各世帯の町民税額により算出している。一人目は町民税額に基づき算出した基準額。二人目はその基準額の2分の1。県では多子世帯子育て支援事業に取り組んでおり第三子以降の3歳未満児が入所している世帯、また

は3人同時に入所している世帯の第三子以降の保育料を軽減する事業に取り組んでいる。公立2園、私立3園で約3億9千万円の運営費を支出しているが、そのうちの約2億7千万円を町が負担している。二人目以降を無料化した場合は新たな町の負担が約1千2百万円増えることになる。

質問 町長は、施政方針で「健康で、明るく、住みよい、誇りの持てる町づくり」そして「多良木町に住みたい、住んで良かったと思ってもらえる町づくり」と言われている。ぜひ、

保育料の無料化を考えて頂きたいと思うが、町長 課長から数字的なものを報告したが、子育て支援はやって行くという考えである。子育てしやすい環境の整備を総合的に考えていかなければならない。



保育料無料化は

# 「緑豊かな田園文化のまち」 姉妹町(南幌町)外4町視察研修

厚生文教常任委員会  
(平成26年6月23日～26日)

北海道南幌町・新十津川町・共和町・余市町・由仁町の視察研修を行った。

南幌町においては、児童交流学習事業(5回目の交流学習)について、生涯学習センター整備事業(旧南幌小学校跡3階建を図書館・郷土資料館・公民館機能を有する生涯学習の総合施設として、平成27年4月オープン予定)について。

また南幌温泉ペレットボイラー視察(稲わらペレットの取り組み)について。

新十津川町においては、公の施設の指定管理者制度及び民営化ふるさと公園施設について視察研修。

共和町においては、生涯学習センター・幼児センター(中央幼児センターは、幼稚園と保育所の長所を生かして、その機能を一元化し、すべての幼児に望ましい保育の機会の充実と幼児期の教育課程を提供することを目的)について。

余市町においては、文化財施設の活用(国指定4件・道指定2件・町指定34件)について。

由仁町においては、生涯学習の情報発信基地としての役割を担う場として、図書館と資料館が一体となった複合施設「ゆめつく館」を視察研修。

以上5町の研修は、青少年教育・成人教育・高齢者教育・子育て支援・家庭教育・文化活動・文化財・スポーツ・健康づくり等町民が生涯にわたり多様な機会と場所で学習できる社会実現のための条件整備がされていた。(文責：村山)



南幌温泉稲わらペレット

# 小坂町バイオマスタウン構想について

経済建設常任委員会  
(平成26年6月23日～26日)

秋田県鹿角郡小坂町は、幕末期から銅鉱山として栄えた町で、明治末期に建てられた、康楽館、小坂事務所(国指定重要文化財)などの近代化産業遺産が保存活用され、鉱山町の歴史を今に伝えている。

町では、バイオマスタウン構想として菜の花栽培による、菜種油の搾油、廃食油回収とBDF利用、生ゴミ収集と堆肥化などの、資源環境型社会の構築など「ひとまちが輝く躍動する」まちづくりをめざしている。

小坂町は、従来の鉱業中心から鉱山の高度な精錬技術を生かすリサイクル産業等の説明や「バイオマスタウン構想の内容と取り組み」、「近代化産業遺産の活用事例」について学んだ。小坂町では、6月1日に小坂鉄道レールパークがオープンしている。レールパークとは、(旧)小坂鉄道の線路と整備を利用して「観て、学んで、体験できる」レール遊びの複合施設で、宿泊出来る車両を設置したいので多良木町のブルートレインについて調べておられ、いろいろと熱心に聞かれた。



小坂町での説明

他に田舎館村、金山町、酒田市を視察した。(文責：魚住)



夏真っ盛り

## 「えびすの湯」の今後の行方について

「えびすの湯」の指定管理者が4月中旬に破産申し立てをしました。6月議会を傍聴する中で、多くの疑問を感じ、投稿を決断しました。

私は元指定管理者への納入業者です。元指定管理者は、町より委託料（25年度34,613千円）を受け「えびすの湯」「ブルトレインたらぎ」他3施設の運営を任されており、これら町の施設には、食品卸売、食材卸、飲料卸など約10社の地元業者が物品を納入していました。町は、九州電力に指定管理者が納入を怠った3月～4月の電気料金（4,272,269円）を9月末までに支払うという確約書を提出しているそうです。また「えびすの湯」の券売機に関しては、指定管理者への委託料に含まれているにも関わらず、今回「公金の二重払い」が発生しており、議会でも問題となりました。町長は議場において納入業者に対し「支払う義務がない」との答弁をされています。二重に支払った券売機のリース業者も地元業者も同じ納入業者です。私たちは多良木町という大きな後ろ盾があるから安心して納入させていただいたのです。「電気が止まれば利用者が困るから」とか、二重払いの発覚にも関わらず「地元の零細業者には支払う義務がない」という町執行部の答弁は不公平感を拭えず理解に苦しみます。今回設置されるであろう百条委員会では「人道的な立場」での公平感ある着地点を求めて結論を出してもらいたいと切に望みます。

池田 喜久男 さんの投稿

ご本人の承諾を得、抜粋掲載させていただきました。

平成26年7月1日人吉新聞「読者のひろば」より

### 編集後記

4月10日「槻木小学校再開校」、12日には「鳥インフルエンザの発生」、16日に「えびすの湯等の指定管理者の破産申立」の発覚と1週間もの間に本町は何度も「マスコミ」を賑わせてしまった。正に二度あることは三度ある。

「再開校」に対しては町民間で賛成・反対の論議を巻き起こし、「鳥インフル問題」では内外からその対策に対し高い評価を受けることが出来たが、さて「えびすの湯等の公共料金等の未払い問題」は、議会が百条委員会をつくり今後町内外の注目を集めその行方に町民の皆様は目を大きく見開いていることだろう。

今からの調査開始であるが、この問題に対し「真相究明と再発防止」に向け議会がどのように取り組むのか。議会の真価が問われてくると思われる。

この百条委員会の副委員長に指名され、全員一致で設置したこの百条委員会に全力で取り組み、「どこに問題があったのか、そしてどうすべきか」議員全員の力で取り組んでいきたい。

文責 林田

#### 広報特別委員会構成

- ◎ 瀬崎 哲弘
- ◎ 坂口 幸法
- 吉瀬浩一郎
- 魚住 憲一
- 村山 昇
- 林田 俊策